

○東京藝術大学テニユアトラック教員の中間審査及びテニユア審査の実
施要項

〔平成28年7月21日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学テニユアトラック制度に関する規則（以下「規則」という。）第8条第3項の規定に基づき、東京藝術大学のテニユアトラック制度における中間審査及びテニユア審査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(テニユアトラック審査委員会)

第2条 テニユアトラック教員の中間審査及びテニユア審査を行うため、芸術研究院運営会議の下に、テニユアトラック審査委員会を置く。

2 テニユアトラック審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中間審査及びテニユア審査における審査手順や審査方針等に関すること。
- (2) 中間審査及びテニユア審査における書面審査等に関すること。
- (3) その他テニユアトラック教員の審査に関すること。

(テニユアトラック審査委員会の構成)

第3条 テニユアトラック審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究担当）
- (2) 美術学部長、音楽学部長、大学院映像研究科長、大学院国際芸術創造研究科長
- (3) 学外の有識者から学長が委嘱する者 若干名

2 テニユアトラック教員の研究指導経験を有する委員は、当該テニユアトラック教員の中間審査及びテニユア審査にかかる審議に加わることができないものとする。

(委員長)

第4条 テニユアトラック審査委員会に委員長を置き、理事（研究担当）をもって充てる。

2 委員長はテニユアトラック審査委員会を主宰する。

(開会及び議事)

第5条 テニユアトラック審査委員会は、構成員の過半数が出席しなければ、テニユアトラック審査委員会を開き、議決することができない。

2 テニユアトラック審査委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査基準の策定)

第6条 テニユアトラック教員の採用にあたり、当該テニユアトラック教員が配置される教授会（言語・音声トレーニングセンターに配置される場合にあつては当該運営委員会とする。以下「教授会」という。）は、中間審査及びテニユア審査に

かかる審査基準を作成し、テニュアトラック審査委員会の議を経て、芸術研究院運営会議の承認を得なくてはならない。

(中間審査会議)

第7条 テニュアトラック教員が所属する教授会は、中間審査に関する専門的な審査を行うために、テニュアトラック教員ごとに中間審査会議を設置するものとする。

(中間審査会議の構成)

第8条 中間審査会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、当該テニュアトラック教員の研究指導教員経験者を構成員とすることはできない。

(1) 当該教授会が別に定めるところにより選出した学内の教授 3名

(2) 当該教授会が別に定めるところにより選出した学外の有識者 1名

2 前項第1号に規定する教授に、専門分野との関連で適任者を得ることができない場合は、准教授をもって充てることができる。

(中間審査の実施時期)

第9条 中間審査は、原則として、当該テニュアトラック教員の採用から2年経過してから2年6ヶ月が経過するまでの間に実施するものとする。

(中間審査の手続)

第10条 中間審査の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教授会は、第7条に規定する中間審査会議による専門的な審査の内容を踏まえ、審査を行い、その結果をテニュアトラック審査委員会に報告する。

(2) テニュアトラック審査委員会は、教授会による審査結果を元に審査を行い、その結果について、速やかに当該テニュアトラック教員及び教授会に通知するとともに、芸術研究院運営会議に報告する。

2 その他中間審査に必要な手続は、教授会が別に定めるものとする。

(テニュア審査会議)

第11条 テニュアトラック教員が所属する教授会は、テニュア審査に関する専門的な審査を行うために、テニュアトラック教員ごとにテニュア審査会議を設置するものとする。

(テニュア審査会議の構成)

第12条 テニュア審査会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、当該テニュアトラック教員の研究指導教員経験者を構成員とすることはできない。

(1) 当該教授会が別に定めるところにより選出した学内の教授 3名

(2) 当該教授会が別に定めるところにより選出した学外の有識者 1名

2 前項第1号に規定する教授に、専門分野との関連で適任者を得ることができない場合は、准教授をもって充てることができる。

(テニュア審査の実施時期)

第13条 テニュア審査は、原則として、当該テニュアトラック教員の採用から4年を経過するまでの間に実施するものとする。

(テニユア審査の手続)

第14条 テニユア審査の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教授会は、第11条に規定するテニユア審査会議による専門的な審査の内容を踏まえ、審査を行い、その結果をテニユアトラック審査委員会に報告する。
 - (2) テニユアトラック審査委員会は、教授会による審査結果を元に審査を行い、審査結果を芸術研究院運営会議に報告する。
 - (3) 芸術研究院運営会議は、審査の公平性及び審査結果の妥当性について審査を行い、審査結果を教育研究評議会に報告する。この際、必要に応じてテニユアトラック審査委員会に審査を差し戻すことができるものとする。
 - (4) 学長は、教育研究評議会の意見を参考として、テニユア付与の可否を決定し、その結果について速やかに当該テニユアトラック教員及び教授会に通知する。
- 2 テニユア審査においてはテニユア付与後の職位について併せて審査するものとし、テニユア付与に伴う昇任については、東京藝術大学大学教員の選考手続に関する申し合わせ第4条の規定による昇任選考の手続を必要としないものとする。
- 3 その他テニユア審査に必要な手続は、教授会が別に定めるものとする。

(テニユア審査の前倒し)

第15条 中間審査が極めて高い評価であった場合、当該テニユアトラック教員に係るテニユア審査を、第13条の規定によらず実施することができるものとする。

- 2 教授会は、前倒してテニユア審査を実施することを希望する場合は、当該テニユアトラック教員の同意を得た上で、テニユア審査を開始するものとする。
- 3 前2項の規定によりテニユア審査を前倒して実施した場合において、その実施手続は第14条の規定によるものとし、その審査結果に応じて次の各号に掲げるとおり取扱うものとする。

(1) 審査結果がテニユア付与可の場合

当該テニユアトラック教員は、当初の任期満了を待たずにテニユア教員に移行することができる。この場合、移行の時期は学期区分等を考慮するものとする。

(2) 審査結果がテニユア付与不可の場合

当該テニユアトラック教員は、本人の申し出により、第14条に規定する時期に再度テニユア審査を受けることができる。

(異議の申立て)

第16条 テニユア審査を受けたテニユアトラック教員は当該審査結果について異議がある場合には、書面により学長あてに異議の申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては審査結果の通知を受けた翌日から起算して14日以内にしなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による異議申立てを受けたときは、調査委員会を設置し、審査手続及び審査結果の妥当性について調査を行うものとする。この調査に当たり、調査委員会は、当該テニユアトラック教員による意見陳述の機会を設けなく

てはならない。

- 3 学長は、調査委員会による調査の結果を元に、異議申立てに対する取扱いを決定し、当該テニュアトラック教員に通知するものとする。
- 4 学長は、前項の規定により、改めてテニュア審査を行う必要があると決定した場合には、調査委員会による調査結果を付して、芸術研究院運営会議に対して再審査を求めるものとする。
- 5 前3項に定める調査及び再審査は、原則として、当該テニュアトラック教員の任期が満了するまでに終えるものとする。
- 6 調査委員会の詳細やその他必要な事項については、学長が別に定めるものとする。

(雑則)

第17条 この要項に定めるものの他テニュアトラック教員の間審査及びテニュア審査の実施に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年7月21日から施行する。